

議第44号

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

京都市障害者スポーツセンター条例の一部を次のように改正する。

別表体育室の項中「全面使用」を「全面利用」に、「3,030」を「4,540」に、「3,560」を「5,340」に、「5,970」を「8,950」に、「2,510」を「3,760」に、「5,020」を「7,530」に、「半面使用」を「半面利用」に、「1,250」を「1,870」に、「1,460」を「2,190」に改め、同表プール（1人につき）の項中「830」を「1,240」に、「410」を「610」に改め、同表卓球室（1台につき）の項中「520」を「780」に改め、同表アーチェリー場の項中「1,250」を「1,870」に、「1,460」を「2,190」に、「2,510」を「3,760」に改め、同表トレーニング室（1人につき）の項中「310」を「460」に改め、同表研修室、会議室1、会議室2及び会議室3（1室につき）の項中「2,090」を「3,130」に、「2,400」を「3,600」に、「4,190」を「6,280」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表体育室の項の改正規定（「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の京都市障害者スポーツセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市障害者スポーツセンターの利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。